

第3章 地域特性

既存資料の収集・整理により、地域特性を把握する。既存資料調査の対象範囲は、埼玉県環境影響評価条例第4条第3項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画地周辺3kmとし、吉見町、東松山市、鴻巣市、桶川市、北本市、川島町の4市2町(以下「関係市町」という。)を基本とする。

なお、項目及び既存資料の内容により、対象範囲は拡大または縮小することがある。

3.1 社会的状況

3.1.1 人口及び産業の状況

(1) 人口及び世帯数

関係市町の人口及び世帯数は表 3.1-1 に、人口の推移は図 3.1-1 に示すとおりである。関係市町の人口は平成 17 年以降ほぼ横ばいまたはやや減少傾向となっている。

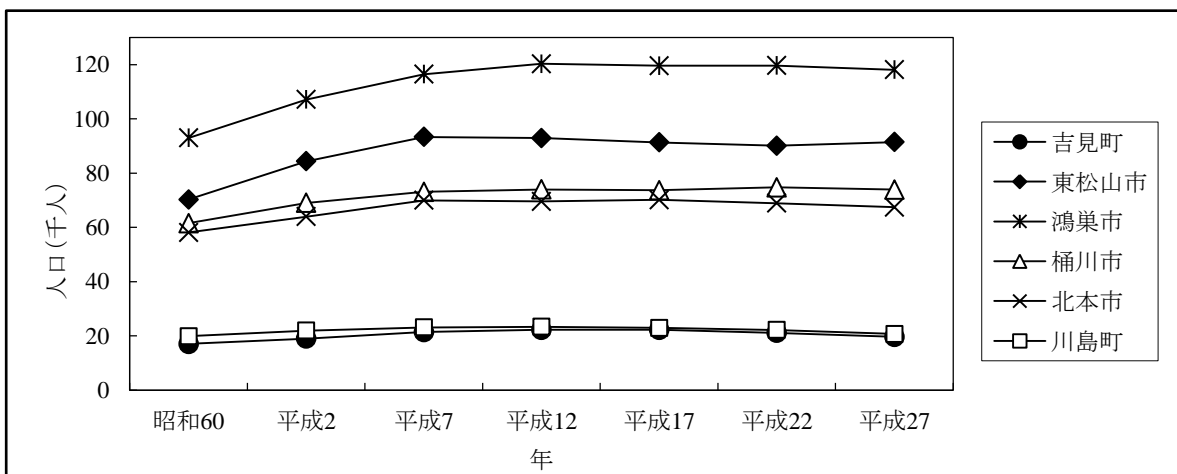
表 3.1-1 人口等の状況

市町名	面積(km ²)	人口(人)	世帯数(世帯)	人口密度(人/km ²)
吉見町	38.64	20,013	7,623	517.9
東松山市	65.35	89,574	37,793	1,370.7
鴻巣市	67.44	119,192	47,979	1,767.4
桶川市	25.35	75,071	31,036	2,961.4
北本市	19.82	68,154	28,662	3,438.6
川島町	41.63	21,028	7,907	505.1

1) 面積は「平成 28 年度埼玉県の土地 資料編」より。

2) 人口及び世帯数は「平成 28 年 1 月 1 日 住民基本台帳」より。

資料: 埼玉県ホームページ



1) 鴻巣市の昭和 60 年～平成 12 年の人口は旧吹上町、旧川里町を含む。

2) 平成 27 年は平成 27 年国勢調査人口速報集計。

図 3.1-1 人口の推移

資料: 平成 27 年埼玉県統計年鑑 及び 総務省統計局ホームページ

(2) 産業

関係市町の産業別就業者数は表 3.1-2(1)～(2)に示すとおりである。計画地の位置する吉見町では、製造業の就業者が最も多く(22.8%)、次に卸売業、小売業(14.0%)となっている。北本市と桶川市は卸売業、小売業の就業者比率が高く(記載順に(18.8%, 19.2%)、吉見町・鴻巣市・川島町・東松山市では製造業の就業者比率が高くなっている(記載順に22.8%, 18.3%, 24.0%, 22.6%)。

表 3.1-2(1) 産業別就業者数(平成 22 年)

市町名	吉見町		東松山市		鴻巣市	
	従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
総数	10,960	100.0	43,197	100.0	58,413	100.0
農業・林業	759	6.9	794	1.8	1,811	3.1
漁業	-	-	-	-	4	0.0
鉱業、採石業 砂利採取業	-	-	4	0.0	2	0.0
建設業	914	8.3	2,787	6.5	3,310	5.7
製造業	2,500	22.8	9,750	22.6	10,673	18.3
電気・ガス・熱供給・ 水道業	41	0.4	164	0.4	324	0.6
情報通信業	136	1.2	809	1.9	1,679	2.9
運輸業、郵便業	866	7.9	2,740	6.3	3,442	5.9
卸売業、小売業	1,537	14.0	6,890	16.0	10,481	17.9
金融業、保険業	162	1.5	888	2.1	1,690	2.9
不動産業、物品賃 貸業	103	0.9	717	1.7	928	1.6
学術研究、専門・技 術サービス業	241	2.2	1,316	3.0	1,643	2.8
宿泊業 飲食サービス業	502	4.6	2,618	6.1	2,660	4.6
生活関連サービス 業、娯楽業	399	3.6	1,876	4.3	2,048	3.5
教育、学習支援業	396	3.6	2,259	5.2	2,579	4.4
医療、福祉	962	8.8	3,999	9.3	5,134	8.8
複合サービス業	101	0.9	246	0.6	292	0.5
サービス業(他に分 類されないもの)	595	5.4	2,158	5.0	3,749	6.4
公務(他に分類され るものを除く)	372	3.4	1,471	3.4	2,448	4.2
分類不能	374	3.4	1,711	4.0	3,516	6.0

1) 構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入している。

資料:平成 27 年埼玉県統計年鑑

表 3.1-2(2) 産業別就業者数(平成 22 年)

市町名	桶川市		北本市		川島町	
	従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
総数	35,844	100.0	32,796	100.0	11,274	100.0
農業・林業	553	1.5	454	1.4	712	6.3
漁業	2	0.0	2	0.0	-	-
鉱業、採石業 砂利採取業	3	0.0	3	0.0	1	0.0
建設業	2,604	7.3	2,113	6.4	1,072	9.5
製造業	5,276	14.7	5,303	16.2	2,705	24.0
電気・ガス・熱供給・ 水道業	171	0.5	185	0.6	44	0.4
情報通信業	1,262	3.5	1,013	3.1	120	1.1
運輸業、郵便業	2,811	7.8	2,262	6.9	691	6.1
卸売業、小売業	6,868	19.2	6,160	18.8	1,653	14.7
金融業、保険業	1,143	3.2	988	3.0	191	1.7
不動産業、物品賃 貸業	784	2.2	652	2.0	116	1.0
学術研究、専門・技 術サービス業	1,123	3.1	1,027	3.1	267	2.4
宿泊業 飲食サービス業	1,659	4.6	1,507	4.6	482	4.3
生活関連サービス 業、娯楽業	1,352	3.8	1,186	3.6	316	2.8
教育、学習支援業	1,574	4.4	1,387	4.2	460	4.1
医療、福祉	3,093	8.6	2,952	9.0	856	7.6
複合サービス業	141	0.4	139	0.4	93	0.8
サービス業(他に分 類されないもの)	2,535	7.1	2,247	6.9	559	5.0
公務(他に分類され るものを除く)	1,145	3.2	1,076	3.3	377	3.3
分類不能	1,745	4.9	2,140	6.5	559	5.0

1) 構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入している。

資料:平成 27 年埼玉県統計年鑑

3.1.2 土地利用の状況

(1) 地目別土地利用

関係市町の地目別土地面積は表 3.1-3 に示すとおりである。計画地の位置する吉見町では、その他に分類される土地面積の比率が最も高く(27.2%)、次に田(24.5%)となっている。北本市・桶川市・東松山市では宅地の比率が最も高く(記載順に 41.9%、30.4%、21.4%)、鴻巣市・川島町では田の比率が最も高い(記載順に 26.0%、34.4%)。関係市町全般では、畑の比率が第2位～3位(19.2%～25.6%)となっている。

表 3.1-3 地目別土地面積(平成 26 年 1 月 1 日)

市町名	項目	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
吉見町	面積(ha)	3,863	947	807	459	5	190	-	135	270	1,052
	比率(%)	100	24.5	20.9	11.9	0.1	4.9	-	3.5	7.0	27.2
東松山市	面積(ha)	6,533	943	1,256	1,401	26	738	-	33	802	1,334
	比率(%)	100	14.4	19.2	21.4	0.4	11.3	-	0.5	12.3	20.4
鴻巣市	面積(ha)	6,749	1,752	1,550	1,497	4	27	-	17	326	1,576
	比率(%)	100	26.0	23.0	22.2	0.1	0.4	-	0.3	4.8	23.4
桶川市	面積(ha)	2,526	144	624	768	3	80	-	15	212	680
	比率(%)	100	5.7	24.7	30.4	0.1	3.2	-	0.6	8.4	26.9
北本市	面積(ha)	1,984	60	508	831	0	75	-	1	160	349
	比率(%)	100	3.0	25.6	41.9	0.0	3.8	-	0.1	8.1	17.6
川島町	面積(ha)	4,172	1,435	844	529	9	16	-	27	114	1,198
	比率(%)	100	34.4	20.2	12.7	0.2	0.4	-	0.6	2.7	28.7

- 1) この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で非課税も含まれる。
- 2) 雑種地とは野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等である。
- 3) その他とは、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地をいう。

資料：平成 27 年埼玉県統計年鑑

(2) 土地利用計画

計画地周辺の国土利用計画法に基づく土地利用基本計画図は図 3.1-2 に示すとおりである。

計画地周辺は、その大部分が市街化調整区域であり、農用地区域が多くを占めている。計画地の北西部には市街化区域があり、東部には森林地域が点在している。計画地は農業地域であり農用地区域となっている。

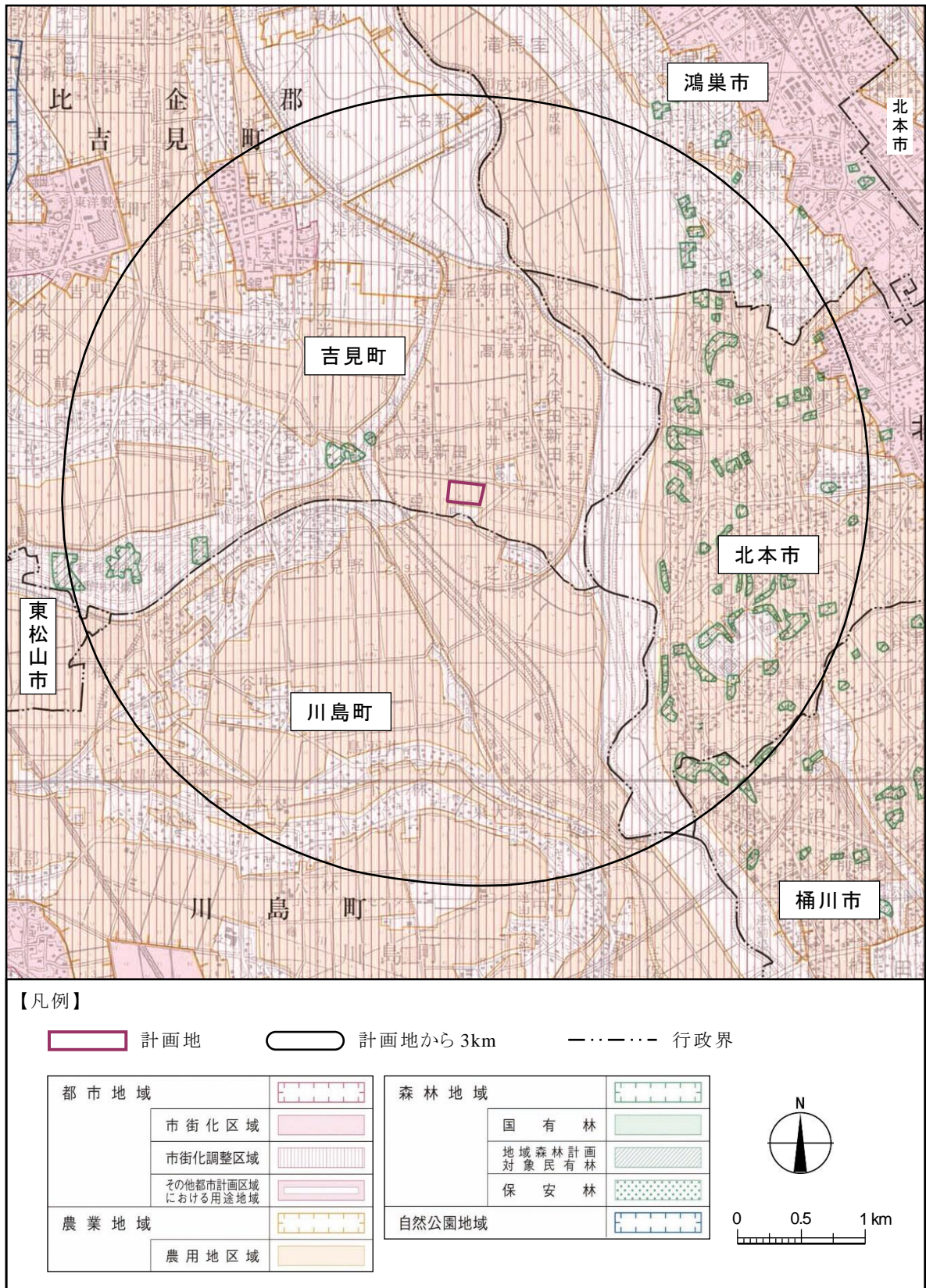


図 3.1-2 土地利用基本計画図

資料：土地利用基本計画図 平成 25 年 2 月 埼玉県

(3) 都市計画区域

関係市町の都市計画区域の面積は表 3.1-4 に、計画地周辺の都市計画図は図 3.1-3 に示すとおりである。

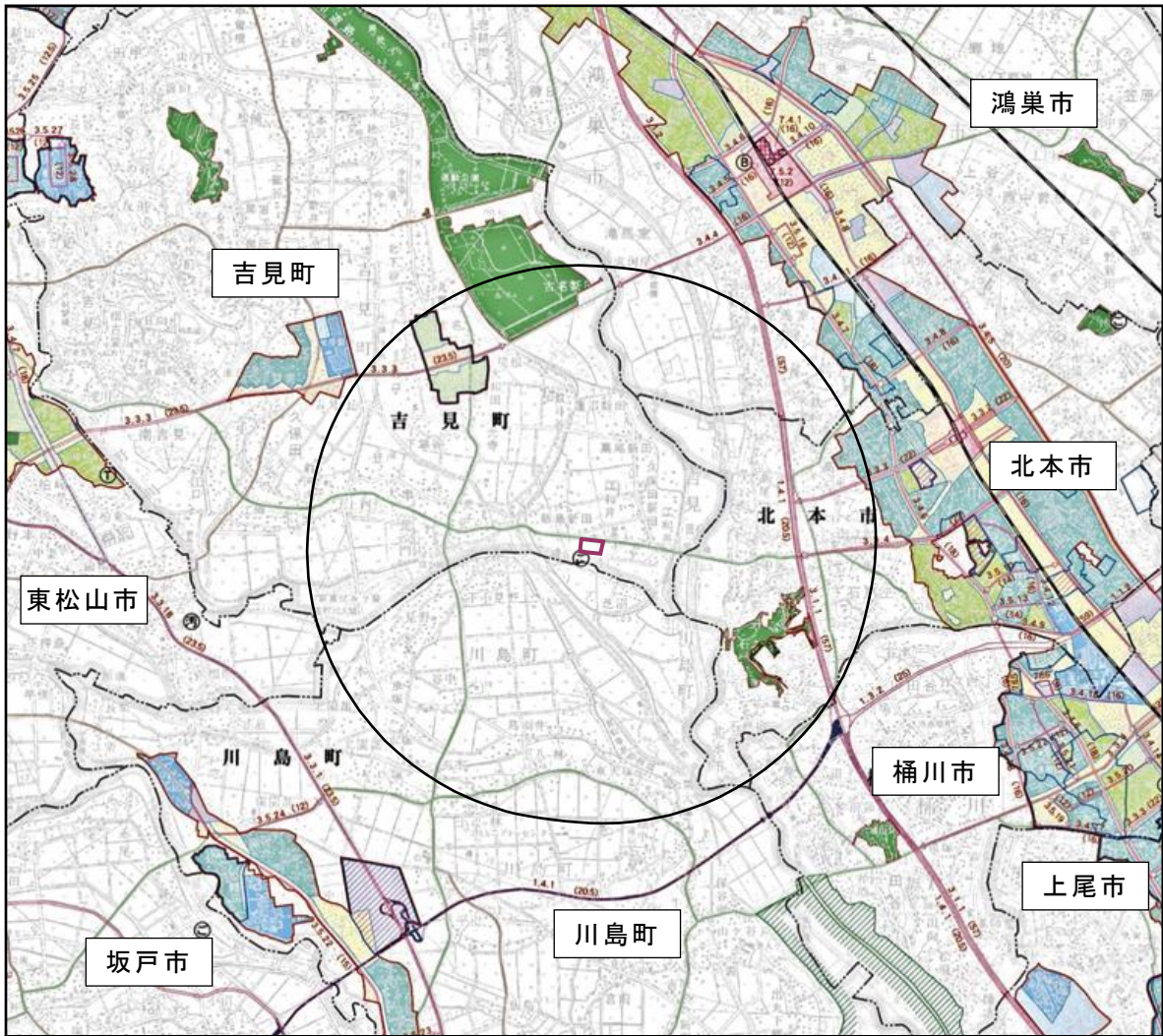
関係市町のすべてが都市計画区域となっており、計画地は市街化調整区域(用途地域の定めのない地域)となっている。

表 3.1-4 都市計画区域面積

単位:ha

市町名	市町面積	都市計画区域			
		区域面積	市街化区域面積	用途地域面積	市街化調整区域面積
吉見町	3,863	3,863	187	187	3,676
東松山市	6,533	6,533	1,113	1,033	5,420
鴻巣市	6,749	6,749	1,532	1,530	5,217
桶川市	2,526	2,526	819	819	1,707
北本市	1,984	1,984	721	721	1,263
川島町	4,172	4,172	315	315	3,857

資料:平成 28 年度埼玉の土地 資料編 埼玉県



【凡例】

計画地
 計画地から3km

-----	行政界		準防火地域
-----	都市計画区域界		地区計画等区域
-----	市街化区域・市街化調整区域区分線		主な都市計画公園・緑地等
	市街化調整区域		都市計画道路
	用途地域		都市計画河川
	第一種低層住居専用地域		都市高速鉄道
	第二種低層住居専用地域	◎	自動車駐車場
	第一種中高層住居専用地域	⊙	自転車駐車場
	第二種中高層住居専用地域	⊚	下水道終末処理場
	第一種住居地域	⊛	ごみ焼却場等
	第二種住居地域	⊜	汚物処理場
	準住居地域	⊝	火葬場
	近隣商業地域	⊞	市業務団地
	商業地域	⊟	流通業務団地
	準工業地域		近郊緑地保全区域
	工業地域		高速自動車道等
	工業専用地域	—	一般国道
	特別用途地区	—	主要地方道
	高度利用地区	—	一般県道
	防火地域		

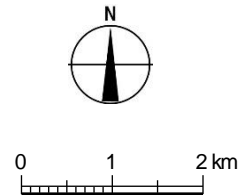


図 3.1-3 都市計画図

資料:埼玉県都市計画図 平成 24 年 3 月 埼玉県都市整備部都市計画課

3.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の分布

計画地の位置する吉見町は、東に一級河川の荒川、南西に一級河川の市野川、町西部の丘陵部の東側には準用河川の横見川が流れている。丘陵部には農業用のため池が数多く分布している。吉見町にあるため池で最も水面積が大きいのは大沼、次いで八丁湖である。

計画地周辺は、田・畑が広がっており農業用の水路が多数分布する。

(2) 上水道

関係市町の上水道の状況は表 3.1-5 に示すとおりである。計画地の位置する吉見町は吉見浄水場と行田浄水場から受水し、上水道普及率は 100%となっている。

表 3.1-5 上水道の状況

市町名	行政区域内総人口 (人)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
吉見町	19,791	30,000	19,791	100
東松山市	90,113	106,000	89,295	99.1
鴻巣市	117,936	122,234	117,880	100
桶川市	73,906	75,600	73,610	99.6
北本市	67,136	69,300	66,868	99.6
川島町	20,917	29,100	20,904	99.9

1) 普及率: 現在給水人口/行政区域内総人口×100、小数第 2 位を四捨五入している。

資料: 埼玉県の水道平成 27 年度版

(3) 漁業権

計画地の位置する吉見町に関する漁業権としては、埼玉県共第2号の第5種共同漁業権漁場があり、共第2号の漁業権の設定状況は表3.1-6に示すとおりである。

共第2号の魚場の区域は荒川、旧荒川、市野川等多くの河川があり、魚場の位置には関係市町がすべて入っている。

表 3.1-6 埼玉県共第2号第5種共同漁業権

免許番号	魚場の区域 (河川等名称)	漁業権 魚種	漁業権者 (漁業協同組合)	魚場の位置 (市区町村)
共第2号	荒川、芝川、新芝川、 新河岸川、白子川、 越戸川、谷中川、 黒目川、柳瀬川、 東川、不老川、 九十川、菖蒲川、 緑川、笹目川、鴨川、 鴻沼川、びん沼川、 新河岸川放水路、 江川、市野川、 新江川、滑川、角川、 粕川、新川、 旧荒川(上池、中池、下池)、 旧荒川、丸堀(荒川)、 山王堀(荒川)、 地藏沼(荒川)、 江川排水路、 伊佐沼代用水路、 古川排水路、灰俵沼、 伊佐沼、明善谷沼、 城ヶ谷沼、八反沼	あゆ うぐい おいかわ こい ふな うなぎ どじょう わかさぎ なまず	武蔵 埼玉南部 入間	吉見町、鴻巣市 北本市、川島町 桶川市、上尾市 川越市、 さいたま市 富士見市 志木市、朝霞市 和光市、戸田市 川口市 ふじみ野市 新座市、三芳町 所沢市、入間市 狭山市、蕨市 寄居町、小川町 嵐山町、滑川町 東松山市

資料:埼玉県ホームページ

(4) 地下水の利用

関係市町の地域別地下水採取量の推移は表 3.1-7 に示すとおりである。

比企地域及び中央部地域の地下水の用途は、水道用として最も多く利用されている。また、計画地の位置する吉見町が含まれる比企地域の地下水採取量の合計は年々減少傾向にある。

表 3.1-7 地下水採取量の推移

単位：千 m³/日

地域名	用途	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
比企地域 吉見町他 ¹⁾	水道用	21.9	21.1	20.3	19.7	19.1
	建設物用	0.8	0.7	1.0	1.0	0.7
	工業用	4.4	4.1	3.3	3.2	3.9
	計	27.2	26.0	24.6	23.8	23.7
中央部地域 鴻巣市他 ²⁾	水道用	131.6	122.0	124.8	128.5	131.6
	建設物用	3.7	4.0	4.1	3.9	4.2
	工業用	30.1	26.7	26.9	25.3	26.3
	計	165.4	152.7	155.9	157.8	162.1

1) 吉見町以外に比企地域に含まれる市町：東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、ときがわ町。

2) 鴻巣市(旧川里町を除く)以外に中央部地域に含まれる市町：さいたま市、川口市、蕨市、戸田市、上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、白岡市、伊奈町。

資料：平成 27 年版埼玉県環境白書

3.1.4 交通の状況

(1) 道路交通

計画地周辺には、一般国道の17号及び254号、主要地方道の川越栗橋線、東松山鴻巣線、東松山桶川線、さいたま鴻巣線、日高川島線、鴻巣桶川さいたま線の道路が通っている。

計画地周辺の道路交通センサス一般交通量調査結果は表 3.1-8 に、道路交通センサス調査地点は図 3.1-4 に示すとおりである。計画地の北側に接して通る東松山桶川線の交通量(図 3.1-4 の5番)は、12時間交通量が約12,000台、24時間交通量が約16,000台となっており、計画地周辺では交通量がやや多い道路といえる。

表 3.1-8 道路交通センサス一般交通量調査結果

No.	路線名	交通量観測地点	昼間12時間自動車類 交通量(台)			24時間自動車類 交通量(台)		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1	一般国道17号	桶川市川田谷 2819番地先	4,488	1,168	5,656	5,592	1,741	7,333
2	一般国道254号	埼玉県比企郡 川島町大字正直 89番地先	16,799	5,439	22,238	23,345	8,678	32,023
3	川越栗橋線	埼玉県桶川市 大字川田谷 2330番地先	11,107	2,641	13,748	15,422	3,745	19,167
4	東松山鴻巣線	埼玉県比企郡 吉見町大字 丸貫913番地先	8,431	2,965	11,396	11,524	4,544	16,068
5	東松山桶川線	埼玉県比企郡 吉見町大字江 和井560番地先	9,972	1,874	11,846	13,206	2,786	15,992
6	さいたま鴻巣線	埼玉県北本市 石戸宿2丁目 234番地先	3,237	498	3,735	4,256	786	5,042
7	さいたま鴻巣線	埼玉県鴻巣市 松原1丁目 12番地先	7,658	516	8,174	10,687	1,084	11,771
8	日高川島線	川島町南園部	5,057	740	5,797	6,640	1,186	7,826
9	鴻巣桶川 さいたま線	埼玉県北本市 深井2丁目23番 地先	9,121	505	9,626	12,687	1,174	13,861

資料:平成22年度道路交通センサス一般交通量調査

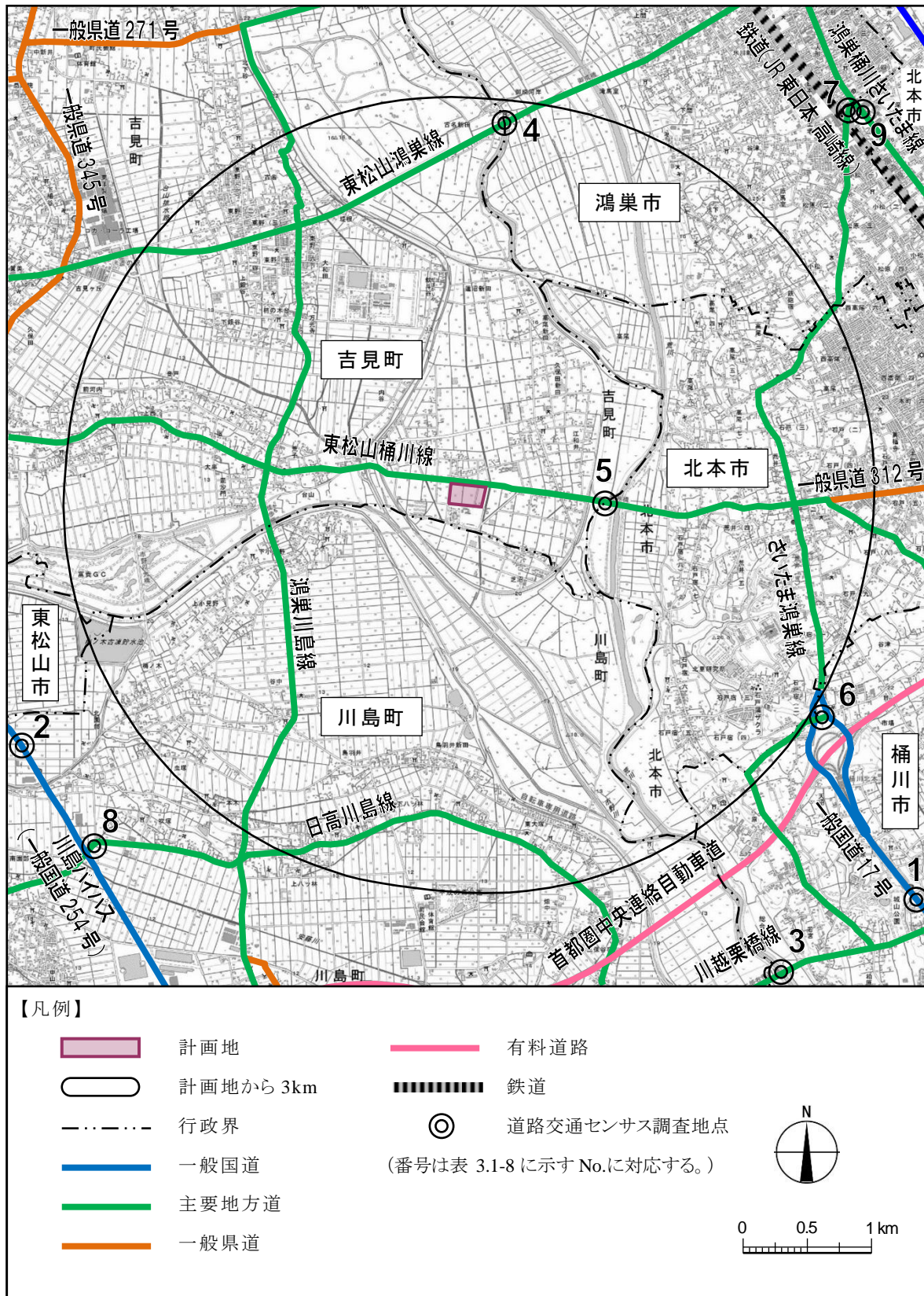


図 3.1-4 道路交通網及び道路交通センサ調査地点

資料:平成 22 年度道路交通センサ一般交通量図 及び 国土地理院 1/25,000 地形図

(2) 鉄道

計画地周辺 3km の範囲には鉄道路線はなく、計画地の東側約 4km の距離に JR 東日本の高崎線が通っている。

計画地に最も近い北本駅の乗車人員の経年推移は表 3.1-9 に示すとおりである。

平成 26 年度の北本駅乗車人員は、定期が約 77% であり、定期外が約 23% であった。平成 22 年度以降の定期乗車人員は、ゆるやかな低下傾向であり、定期外はほぼ横ばいとなっている。

表 3.1-9 JR 東日本北本駅乗車人員の推移

単位：人

年度	北本駅乗車人員		
	総数	定期	定期外
平成 22 年度	7,294,951	5,675,231	1,619,720
平成 23 年度	7,160,348	5,565,438	1,594,910
平成 24 年度	7,127,882	5,481,836	1,646,046
平成 25 年度	7,175,872	5,528,162	1,647,710
平成 26 年度	7,055,934	5,409,345	1,646,589

資料：平成 23 年度版～平成 27 年度版埼玉県統計年鑑

3.1.5 環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

(1) 環境保全上配慮が必要な施設

計画地周辺の環境保全上配慮が必要な施設の状況は表 3.1-10 及び図 3.1-5 に示すとおりである。計画地周辺 3km の範囲には 30 箇所の環境保全上配慮を要する施設があり、計画地近傍に位置する施設としては、計画地南側に老人福祉センター荒川荘が、次いで計画地の北東約 640m の距離に吉見町立東第二小学校が存在する。

表 3.1-10 環境保全上配慮が必要な施設の状況

No.	区分	名称	所在地
1	保育園	たかいたかい保育園	鴻巣市原馬室 2825
2		高尾保育園	北本市高尾 8-180
3		けやき保育園	川島町大字下八ツ林 866
4	幼稚園	いしと幼稚園	北本市荒井 3-57
5		川島幼稚園(平成 28 年 3 月廃園)	川島町大字畑中 348
6	小学校	吉見町立東第一小学校	吉見町東野 5-20-1
7		吉見町立東第二小学校	吉見町大字江和井 1555
8		鴻巣市立馬室小学校	鴻巣市大字滝馬室 555
9		北本市立石戸小学校	北本市荒井 2-320
10		川島町立八ツ保小学校	川島町大字畑中 31
11		川島町立小見野小学校	川島町大字谷中 99
12	中学校	鴻巣市立鴻巣南中学校	鴻巣市原馬室 3685
13		北本市立西中学校	北本市石戸 9-210
14	専修学校	北里大学看護専門学校	北本市荒井 6-102
15	病院	北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100
16		平成の森・川島病院	川島町大字畑中 478-1
17	福祉施設	のぎく会ロワジュール月館	吉見町東野 3-14-11
18		のぎく会吾妻	吉見町東野 6-7-12
19		のぎく会のぎく寮	吉見町大字蚊斗谷 64-1
20		グループホーム萌友寮	吉見町前河内 320-3
21		老人福祉センター荒川荘	吉見町大字大串 2843
22		馬室たんぼぼ翔裕園	鴻巣市原馬室 3335
23		かがやきの郷	北本市荒井 3-79
24		和み舎北本	北本市荒井 3-253-1
25		カントリーハーベスト北本	北本市石戸宿 5-236
26		はにわの里	桶川市川田谷 7141-1
27		安らぎの里	桶川市川田谷 7141-1
28		平成の森	川島町大字畑中 478-1
29		グループホームにじ	川島町下八ツ林 669-3
30	児童館及び	あたご児童センター	鴻巣市原馬室 3460-1
31	学童保育所	いちごクラブ	吉見町東野 5-20-1

- 1) 認可保育所(園):平成 27 年 5 月時点。
- 2) 認可外保育施設:平成 27 年 4 月 1 日現在。
- 3) 小学校、中学校、高等学校、専修学校:平成 27 年 5 月 1 日現在。
- 4) 病院:平成 27 年 4 月 1 日現在。
- 5) 福祉施設:平成 27 年 5 月 1 日現在。
- 6) 児童館及び学童保育所:平成 27 年 10 月 1 日現在。

資料:埼玉県ホームページ 及び 川島町広報かわじま

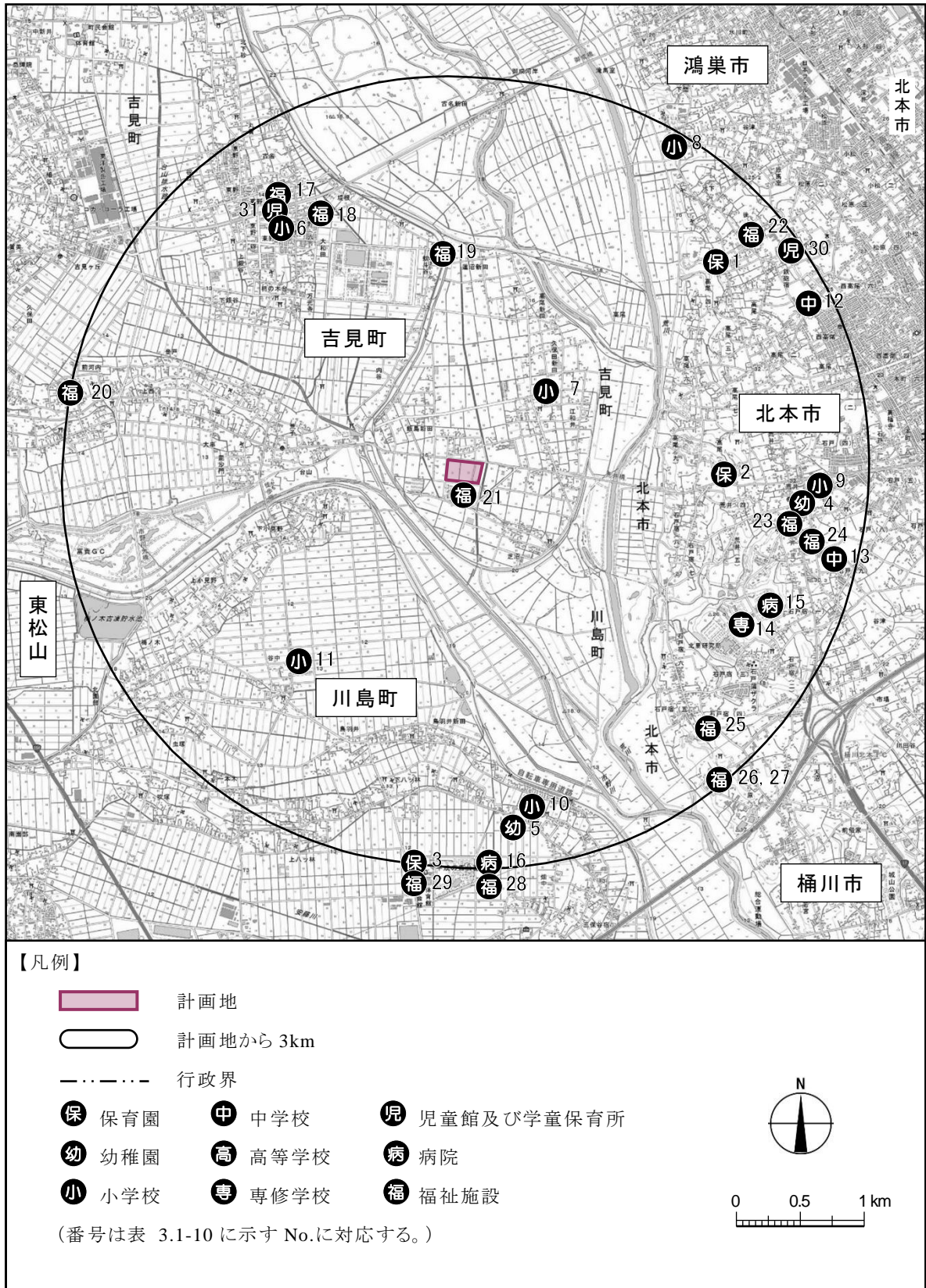


図 3.1-5 環境保全上配慮が必要な施設

資料:埼玉県ホームページ 及び 国土地理院 1/25,000 地形図

(2) 環境保全上配慮が必要な住宅

環境保全上配慮が必要な住宅としては、都市計画法第 9 条において良好な住居の環境を保護するために定められた地域として第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域が挙げられる。

計画地周辺の都市計画法に基づく用途地域の状況は、図 3.1-3(3-7 ページ)に示したとおりである。計画地の北北西約 2.5km の距離に第二種中高層住居専用地域、東北東約 3km の距離に第一種低層住居専用地域が存在している。

3.1.6 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備状況

(1) 下水道

関係市町の公共下水道整備状況は表 3.1-11 に示すとおりである。計画地の位置する吉見町の下水道普及率は 23.6%であり、関係市町の中で最も低い。他の市町の普及率は、40～50%が 2 市町、70%を超えるものが 3 市となっている。

表 3.1-11 公共下水道整備状況

市町名	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率(%)
吉見町	20,310	4,789	23.6
東松山市	89,489	40,495	45.3
鴻巣市	119,194	90,981	76.3
桶川市	75,130	58,300	77.6
北本市	68,440	49,914	72.9
川島町	21,167	10,559	49.9

- 1)平成 26 年度末。
- 2)吉見町には特定環境保全公共下水道を含む。
- 3)普及率=処理人口/行政人口×100。

資料:埼玉県ホームページ

(2) し尿処理

(a) 水洗化状況

関係市町の水洗化状況は表 3.1-12 に示すとおりである。関係市町の水洗化率は 96.9%～99.7%となっており、北本市が最も高い水洗化率である。計画地の位置する吉見町は水洗化人口のうち浄化槽人口の比率(浄化槽人口/総人口×100)が 78.9%と高く、他の市町は 23%～52%となっている。

表 3.1-12 水洗化状況

市町名	総人口 (人)	水洗化人口(人)			水洗化 率 (%)	非水洗化人口(人)			非水洗 化率 (%)
		公共下 水道人 口	浄化槽 人口	計		計画収 集人口	自家処 理人口	計	
吉見町	20,492	3,866	16,163	20,029	97.7	463	0	463	2.3
東松山市	89,274	40,495	45,996	86,491	96.9	2,783	0	2,783	3.1
鴻巣市	119,415	85,192	32,271	117,463	98.4	1,952	0	1,952	1.6
桶川市	75,165	53,649	20,687	74,336	98.9	829	0	829	1.1
北本市	68,712	52,856	15,629	68,485	99.7	227	0	227	0.3
川島町	21,309	10,559	10,252	20,811	97.7	498	0	498	2.3

- 1)浄化槽人口にはコミュニティプラント人口を含む。

資料:一般廃棄物処理事業の概況平成 26 年度実績 平成 28 年 5 月 埼玉県環境部資源循環推進課

(b) し尿・浄化槽汚泥処理量

関係市町のし尿・浄化槽汚泥処理量は表 3.1-13 に示すとおりである。関係市町は下水道投入、自家処理等はなく、すべて処理施設において処理されている。計画地の位置する吉見町の処理量は、5,608 キロリットルで関係市町の中で 2 番目に低い。

表 3.1-13 し尿・浄化槽汚泥処理量

市町名	処理量(kL)		左記の処理区分(kL)			自家処理量(kL)	総処理量(kL)
	汲み取りし尿	浄化槽汚泥	処理施設の処理量	下水道投入量	その他		
吉見町	5,608	1,051	4,557	5,608	0	0	5,608
東松山市	18,651	1,736	16,915	18,651	0	0	18,651
鴻巣市	11,475	1,998	9,477	11,475	0	0	11,475
桶川市	8,309	1,170	7,139	8,309	0	0	8,309
北本市	5,500	439	5,061	5,500	0	0	5,500
川島町	5,667	328	5,339	5,667	0	0	5,667

資料：一般廃棄物処理事業の概況平成 26 年度実績 平成 28 年 5 月 埼玉県環境部資源循環推進課

(3) ごみ排出量

(a) 関係市町のごみ排出

関係市町のごみ排出量は表 3.1-14 に示すとおりである。関係市町の総排出量が最も多いのは、鴻巣市(約 35,900 トン)となっている。計画地の位置する吉見町の排出量は、収集ごみ量が約 4,900 トン、直接搬入量が約 300 トン、集団回収量が約 300 トンとなっており、これらを合計した総排出量は約 5,500 トンとなっている。

表 3.1-14 ごみ排出量

市町名	総搬入量(t)				集団回収量(t)	総排出量(t)
	収集ごみ量(t)	直接搬入量(t)	総搬入量(t)			
			資源ごみ量(t)	事業系ごみ量(t)	資源ごみ量(t)	事業系ごみ量(t)
吉見町	4,909	292	5,201	307	5,508	
東松山市	26,625	3,419	30,044	673	30,717	
鴻巣市	33,690	1,107	34,797	1,095	35,892	
桶川市	20,272	1,828	22,100	0	22,100	
北本市	18,961	964	19,925	0	19,925	
川島町	5,529	2,450	7,979	586	8,565	

1) 総搬入量は、事業系ごみ量及び生活系ごみ(家庭系ごみ+資源ごみ)量の総和。

資料：一般廃棄物処理事業の概況平成 26 年度実績 平成 28 年 5 月 埼玉県環境部資源循環推進課

(b) 1日あたりのごみ排出量

関係市町の1日あたりのごみ排出量は表 3.1-15 に示すとおりである。関係市町のうち1日あたりのごみ排出量が最も多いのは、鴻巣市(約 100 トン)となっている。計画地の位置する吉見町の1日あたりのごみ排出量は15トンとなっている。関係市町のうち1人1日あたりの排出量が最も多いのは、川島町(約 1,100 グラム)である。吉見町は約 740 グラムであり、関係市町の中で最も少ない。

表 3.1-15 1日あたりのごみ排出量

市町名	総排出量 (t)	計画収集人口 (人)	1日あたりの排出量 (t)	1人1日あたりの排出量 (g)
吉見町	5,508	20,492	15	736
東松山市	30,717	89,274	84	943
鴻巣市	35,892	119,415	98	823
桶川市	22,100	75,165	61	806
北本市	19,925	68,712	55	794
川島町	8,565	21,309	23	1,101

1) 総排出量は、総搬入量〔事業系ごみ量及び生活系ごみ(家庭系ごみ+資源ごみ)量〕及び集団回収量の総和。

資料:一般廃棄物処理事業の概況平成 26 年度実績 平成 28 年 5 月 埼玉県環境部資源循環推進課

(c) ごみ処理量

関係市町のごみ処理量は表 3.1-16 に示すとおりである。関係市町のうちごみ処理量が最も多いのは鴻巣市(約 33,800 トン)となっている。計画地の位置する吉見町の処理区分別割合は、焼却施設で直接焼却された量が約 3,700 トン(69.9%)で、古紙やアルミ缶等の直接資源化量が約 470 トン(8.9%)、直接最終処分はなかった。

表 3.1-16 ごみ処理量

市町名	総処理量(t)	処理区分			
		直接焼却量 (t)	直接焼却以外 の中間処理量 (t)	直接資源化量 (t)	直接最終処分量 (t)
吉見町	5,259	3,676	1,115	468	0
東松山市	30,042	23,129	4,688	2,121	104
鴻巣市	33,846	25,294	4,210	4,342	0
桶川市	22,099	15,195	4,795	1,682	427
北本市	19,882	14,366	2,096	3,420	0
川島町	8,014	6,594	649	771	0

1) 総処理量は、総搬入量〔事業系ごみ量及び生活系ごみ(家庭系ごみ+資源ごみ)量〕に処分年度繰越量等を加えた量をいう。

資料:一般廃棄物処理事業の概況平成 26 年度実績 平成 28 年 5 月 埼玉県環境部資源循環推進課

(d) 再生利用状況

関係市町のごみ再生利用状況は表 3.1-17 に示すとおりである。関係市町のうち再生利用率が最も高いのは桶川市(31.6%)となっている。計画地の位置する吉見町の資源ごみ回収量は約 1,400トン、集団回収量は約 310トン、再生利用量は約 1,700トン、再生利用率は30.5%となっている。

表 3.1-17 再生利用状況

市町名	再生利用量(t)		総処理量+ 集団回収量 (t)	再生利用率 (%)
	資源ごみ 回収量(t)	集団回収量 (t)		
吉見町	1,392	307	1,699	30.5
東松山市	6,009	673	6,682	21.8
鴻巣市	9,004	1,095	10,099	28.9
桶川市	6,988	0	6,988	31.6
北本市	5,087	0	5,087	25.6
川島町	1,994	586	2,580	30.0

1) 資源ごみ回収量は、総処理量{総搬入量[事業系ごみ量及び生活系ごみ(家庭系ごみ+資源ごみ)量]+処分年度繰越量等}のうち、直接資源化または中間処理後再生利用された量をいう。

2) 再生利用率=再生利用量/(総処理量+集団回収量)×100。

資料:一般廃棄物処理事業の概況平成 26 年度実績 平成 28 年 5 月 埼玉県環境部資源循環推進課

3.1.7 法令による指定及び規制等の状況

(1) 大気汚染

(a) 環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準

環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準(昭和48年環境庁告示25号)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に基づく大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準(平成11年環境庁告示第68号)は表3.1-18に示すとおりである。

表 3.1-18 大気汚染に係る環境基準(ダイオキシン類を含む)

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の年間98%値」)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。ただし、1日平均値の年間98%値の算定にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える測定日の1日平均値は、用いない。また、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	【短期的評価】 測定を行なった日または時間について、測定結果を環境基準にてらして評価を行う。ただし、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間をこえる場合には、評価対象としない。 【長期的評価】 年間における1日平均値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外して評価を行う。ただし、1日平均値につき環境基準をこえる日が2日以上連続した場合には、このような取扱いを行わないこととして、その評価を行う。
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	【短期的評価】 測定を行なった日または時間について、測定結果を環境基準にてらして評価を行う。ただし、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間をこえる場合には、評価対象としない。
光化学オキシダント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	環境基準が1年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点における1年平均値と認められる値との比較によってその評価を行うものとする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質(PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98パーセントイル値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98パーセントイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。
ダイオキシン類(DXN)	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	環境基準が年間平均値についての条件として定められていることから、同一測定点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価することとする。

資料:「大気の大気汚染に係る環境基準について」昭和48年5月8日環境庁告示25号 改正:平成8年10月25日環境省告示73号、「二酸化窒素に係る環境基準について」昭和53年7月11日環境庁告示38号 改正:平成8年10月25日環境省告示74号、「ベンゼン等による大気の大気汚染に係る環境基準について」平成9年2月4日環境庁告示4号 改正:平成13年4月20日環境省告示30号、「ダイオキシン類による大気の大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準について」平成11年12月27日環境庁告示68号 改正:平成21年3月31日環境省告示11号、「微小粒子状物質による大気の大気汚染に係る環境基準について」平成21年9月9日環境省告示33号。

(b) 公害の防止に関する法令に基づく地域の指定状況及び規制基準

(ア) 大気汚染防止法等に基づく排出基準及び指定地域

大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)では、火格子面積が 2m^2 以上、または焼却能力が 1 時間あたり 200kg 以上である廃棄物焼却炉を「ばい煙発生施設」としており、廃棄物焼却炉から排出される排ガスの排出基準を定めている。また、廃棄物焼却炉から排出される排ガスは、埼玉県 の 指 導 方 針 に よ る 指 導 基 準 や 埼 玉 県 の 条 例 に よ る 上 乗 せ 基 準 が 定 め ら れ て い る。

i) ばいじんの排出基準

大気汚染防止法に基づく廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの排出基準は表 3.1-19 に示すとおりである。

本事業において新設するごみ焼却処理施設の焼却能力は約 $4,750\text{kg}/\text{時}\cdot\text{炉}$ (約 $228\text{t}/24\text{時}\cdot 2\text{炉}$) の計画であるため、ばいじんの排出基準は $0.04\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ が適用される。

表 3.1-19 ばいじんの排出基準

ばい煙発生施設の種類		規模 (焼却能力)	標準酸素濃度 (On%)	排出基準 ($\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)
廃棄物焼却炉	新設 平成 10 年 7 月 2 日 以降に設置	4,000 $\text{kg}/\text{時}$ 以上	12	0.04
		2,000~4,000 $\text{kg}/\text{時}$		0.08
		2,000 $\text{kg}/\text{時}$ 未満		0.15
	既設 平成 10 年 7 月 1 日 以前に設置	4,000 $\text{kg}/\text{時}$ 以上		0.08
		2,000~4,000 $\text{kg}/\text{時}$		0.15
		2,000 $\text{kg}/\text{時}$ 未満		0.25

1) 排出基準は標準酸素濃度 (On% = 12%) による補正を行う。

資料: 埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係 平成 28 年 4 月 埼玉県環境部大気環境課

ii) 硫黄酸化物の規制基準

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準は図 3.1-6 に示すとおりである。

計画地の位置する吉見町は 100 号地域に該当し、K 値は 17.5 が適用される。

なお、大気汚染防止法に基づく総量規制及び燃料使用規制については埼玉県では 27 号地域が指定地域となっており、吉見町は適用されない。

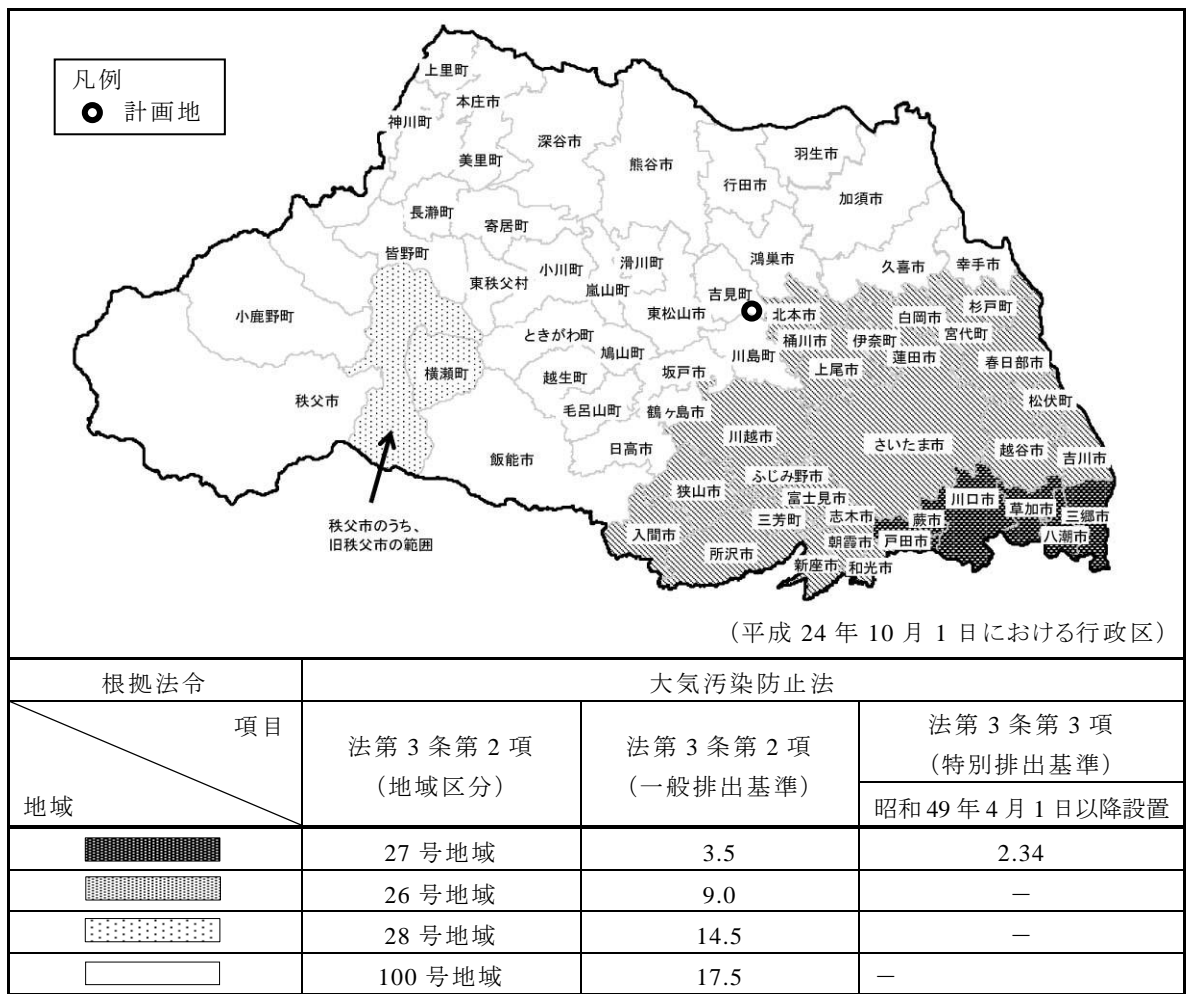


図 3.1-6 硫黄酸化物の K 値規制

資料: 埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係 平成 28 年 4 月 埼玉県環境部大気環境課

iii) 窒素酸化物の排出基準等

大気汚染防止法に基づく廃棄物焼却炉から排出される窒素酸化物の排出基準及び埼玉県工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針に基づく窒素酸化物の指導基準は表 3.1-20 に示すとおりである。

本事業において新設するごみ焼却処理施設は連続炉で計画されているため、窒素酸化物の排出基準は 250ppm、指導基準は 180ppm が適用される。

表 3.1-20 窒素酸化物の排出基準及び指導基準

ばい煙発生施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m ³ N/時)	標準酸素濃度 (On%)	昭和 59 年 10 月 1 日 以降に設置	
				排出基準 (ppm)	指導基準 (ppm)
廃棄物焼却炉	連続炉	4 以上	12	250	180
		4 未満		250	180
	前項以外	4 以上		250	180
		4 未満		—	180

1) 排出基準及び指導基準は標準酸素濃度 (On%=12%) による補正を行う。

資料: 埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係 平成 28 年 4 月 埼玉県環境部大気環境課

iv) 有害物質の排出基準等

大気汚染防止法に基づく廃棄物焼却炉から排出される有害物質の排出基準及び埼玉県の「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例」に基づく上乗せ基準は表 3.1-21 に示すとおりである。

本事業において新設するごみ焼却処理施設の焼却能力は約 4,750kg/時・炉(約 228t/24 時・2 炉)の計画であるため、塩化水素の排出基準は 700mg/m³N、上乗せ基準は 200mg/m³N が適用される。

表 3.1-21 有害物質の排出基準及び上乗せ基準

ばい煙発生施設の種類		有害物質の排出基準(窒素酸化物を除く)					
		カドミウム 及びその 化合物 (mg/m ³ N)	塩素 (mg/m ³ N)	塩化水素 (mg/m ³ N)		弗素、弗化 水素及び 弗化珪素 (mg/m ³ N)	鉛及びそ の化合物 (mg/m ³ N)
				上乗せ 基準	排出 基準		
廃棄物 焼却炉	焼却能力 200kg/時以上 500kg/時未満	—	—	500	700	—	—
	同上 500kg/時以上	—	—	200	700	—	—

1) 排出基準は標準酸素濃度 (On%=12%) による補正を行う。

資料: 埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係 平成 28 年 4 月 埼玉県環境部大気環境課

v) ダイオキシン類の排出基準等

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物焼却炉から排出される排ガスの排出基準は表 3.1-22 に示すとおりである。また、平成 9 年 1 月に国が通知した、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(以下「新ガイドライン」という。)では、今後建設される新設のごみ焼却炉について恒久対策の基準が示されている(表 3.1-23)。

本事業において新設するごみ焼却処理施設の焼却能力は約 4,750kg/時・炉(約 228t/24 時・2 炉)の計画であるため、ダイオキシン類の排出基準は 0.1ng-TEQ/m³N が適用される。

なお、ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となる廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む。)を行う場合には、表 3.1-24 に示すダイオキシン類の量の基準の適用を受ける。

表 3.1-22 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排ガスの排出基準

特定施設	施設規模 (焼却能力)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	
		新設	既設
廃棄物焼却炉 (焼却能力 50kg/時以上または 火床面積 0.5m ² 以上)	4,000kg/時以上	0.1	1
	2,000kg/時以上 4,000kg/時未満	1	5
	2,000kg/時未満	5	10

- 1) 廃棄物焼却炉(火格子面積 2m² 以上または焼却能力 200kg/時以上)は平成 9 年 12 月 1 日までに設置されたもの(設置工事をしているものを含む)が既設となる。
- 2) 複数の廃棄物焼却炉を設置している場合は、火床面積または焼却能力を合計して規模要件の当否を判断する。
- 3) 排出基準は標準酸素濃度(O₂% = 12%)による補正を行う。

資料:ダイオキシン類に関する規制について 平成 27 年 4 月 埼玉県環境部大気環境課

表 3.1-23 新ガイドラインの恒久対策の基準

炉の種類	区分		基準値 (ng-TEQ/m ³ N)
全連続炉	新設炉		0.1
	既設炉	旧ガイドライン適用炉	0.5
		旧ガイドライン非適用炉	1
准連続炉 機械化バッチ炉 固定バッチ炉	既設炉	連続運転	1
		間欠運転	5

- 1) 基準値は標準酸素濃度(O₂% = 12%)による補正を行う。

資料:ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について 平成 9 年 1 月(衛環 21 号)
厚生省生活衛生局水道環境部長通知

表 3.1-24 ばいじん等の処分を行う場合のダイオキシン類の量の基準

ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設：廃棄物焼却炉	基準
ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻1gにつき含まれるダイオキシン類の量	3 ng-TEQ/g

資料：ダイオキシン類に関する規制について 平成 27 年 4 月 埼玉県環境部大気環境課

vi) 水銀の排出基準

平成 25 年 10 月の水銀に関する水俣条約の採択を受けて、水銀等の大気中への排出を規制するための大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成 27 年 6 月 19 日法律第 41 号、以下「改正法」という。)をはじめ大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(平成 28 年 9 月 26 日環境省令第 22 号、以下「改正規則」という。)等が制定、公布されている。

本改正規則に基づく、廃棄物焼却炉から排出される水銀の排出基準は表 3.1-25 に示すとおりであり、本事業において新設するごみ焼却処理施設の排出基準は 30 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ が適用される。

なお、本改正規則の施行期日は、改正法の施行の日(平成 30 年 4 月 1 日(水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成 30 年 4 月 1 日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日))となっている。

表 3.1-25 大気汚染防止法改正規則に基づく水銀の排出基準

対象施設	施設規模	標準酸素濃度 (On%)	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)	
			新設	既設
①廃棄物焼却炉(専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第 7 条第 5 号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。)	火格子面積 2 m^2 以上または焼却能力 200kg/時以上	12	30	50
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	裾切りなし	12	50	100

1) 排出基準は標準酸素濃度(On%=12%)による補正を行う。

資料：大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について
平成 28 年 9 月(環水大大発第 1609264 号) 環境省

(2) 騒音

(a) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)は、表3.1-26～表3.1-28に示すとおりである。計画地は用途地域の定めのない地域(図3.1-3、3-7ページ)であり、B地域となっている。

また、主要地方道東松山桶川線に面する道路端から15mの範囲については、幹線交通を担う道路に近接する空間が適用される。

表 3.1-26 一般地域の環境基準

地域の類型	該当地域	時間の区分	
		昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

1) 工業専用地域については適用されない。

資料:平成27年版埼玉県環境白書

表 3.1-27 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

1) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

資料:平成27年版埼玉県環境白書

表 3.1-28 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)

区分	昼間	夜間
	午前 6 時から午後 10 時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
屋外	70 デシベル以下	65 デシベル以下
窓を閉めた屋内	45 デシベル以下	40 デシベル以下

- 1) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。
- 2) 近接する空間とは、道路端からの距離が 2 車線以下では 15m、3 車線以上では 20m の区間をいう。
- 3) 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

資料：平成 27 年版埼玉県環境白書

(b) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

(ア) 騒音規制法等に基づく特定工場・指定騒音施設等の規制基準

騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準は表 3.1-29 に示すとおりである。

関係市町は、図 3.1-8 に示すとおり、すべて規制地域となっている。

計画地は用途地域の定めのない地域(図 3.1-3、3-7 ページ)であり、第 2 種区域となっている。

なお、計画地南側 50m の区域内に福祉施設(老人福祉センター荒川荘)が立地しているが、この施設は老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 15 条第 5 項の規定に基づき設置された老人福祉センターであり、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームに該当しないため、計画地は第 2 種区域の規制基準がそのまま適用される。

表 3.1-29 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る規制基準

区域区分		時間区分			
		朝 午前 6 時から 午前 8 時	昼 午前 8 時から 午後 7 時	夕 午後 7 時から 午後 10 時	夜 午後 10 時から 午前 6 時
第 1 種 区域	第 1 種低層住居専用地域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
	第 2 種低層住居専用地域				
	第 1 種中高層住居専用地域				
	第 2 種中高層住居専用地				
第 2 種 区域	第 1 種住居地域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
	第 2 種住居地域				
	準住居地域				
	用途地域の定めのない地域 都市計画区域外(一部地域)				
第 3 種 区域	近隣商業地域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
	商業地域				
	準工業地域				
第 4 種 区域	工業地域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
	工業専用地域(一部地域)				

- 1) 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値。
- 2) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
- 3) 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5 デシベル減じた値とする。(騒音の第 1 種区域除く。)

資料:工場・事業場等の騒音・振動規制について 埼玉県ホームページ



図 3.1-8 騒音規制法、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例の規制地域

資料:工場・事業場等の振動・騒音規制について 埼玉県ホームページ

(イ) 作業場等における騒音規制

埼玉県生活環境保全条例では、県内全域(さいたま市を除く)を対象に、表 3.1-30 に示す規制対象作業場を指定し、騒音を規制している。

本事業では、自動車 20 台以上の駐車場を整備する計画であるため、作業場等に係る騒音規制が適用される。

なお、作業場等に係る騒音規制は、表 3.1-29(3-30 ページ)に示す区域区分及び規制基準と同様である。

表 3.1-30 規制対象作業場

- | |
|---|
| <p>①廃棄物、原材料その他の規則で定めるものを保管するために屋外に設けられた場所で、面積が 150m² 以上であるもの</p> <p>②自動車駐車場(駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第 2 条第 4 号に規定する自動車の収容能力が 20 台以上のものに限る。)</p> <p>③トラクターミナル(自動車ターミナル法(昭和 34 年法律第 136 号)第 2 条第 6 項に規定するトラクターミナルをいう。)</p> |
|---|

資料:作業場等における騒音・振動規制について 及び 埼玉県生活環境保全条例 別表第 6
埼玉県ホームページ

(ウ) 騒音規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

騒音規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準は表 3.1-31 に示すとおりである。

関係市町は、図 3.1-9 に示すとおり、すべて規制地域となっている。

計画地は用途地域の定めのない地域(図 3.1-3、3-7 ページ)であり、1 号区域となっている。

表 3.1-31 騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

区域区分		基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
1 号区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外(一部地域) 上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 80m 以内の区域	85 デシベル	午後 7 時から 午前 7 時	10 時間/日	連続 6 日	日曜 ・ 休日
	2 号区域		工業地域 工業専用地域 (一部地域・騒音のみ指定)	午後 10 時から 午前 6 時		

- 1) 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。
- 2) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
- 3) 騒音規制法の対象となる特定建設作業は以下のとおりである。
 - ① くい打機等を使用する作業
 - ② びょう打機を使用する作業
 - ③ さく岩機を使用する作業
 - ④ 空気圧縮機を使用する作業
 - ⑤ コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業
 - ⑥ バックホウを使用する作業
 - ⑦ トラクターショベルを使用する作業
 - ⑧ ブルドーザーを使用する作業

資料:平成 27 年度版埼玉県環境白書 及び
特定建設作業騒音・振動規制について 埼玉県ホームページ



図 3.1-9 騒音規制法及び振動規制法の規制地域(特定建設作業)

資料: 特定建設作業騒音・振動規制について 埼玉県ホームページ

(エ) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度は表 3.1-32 に示すとおりである。計画地は用途地域の定めのない地域(図 3.1-3、3-7 ページ)であり b 区域となっている。

なお、主要地方道東松山桶川線に面する区域については、b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域が適用される。

表 3.1-32 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から午前 6 時まで
1 a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル (75 デシベル)	55 デシベル (70 デシベル)
2 a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル (75 デシベル)	65 デシベル (70 デシベル)
3 b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル (75 デシベル)	70 デシベル (70 デシベル)

1) ()内は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度(特例)である。

2) 区域の類型は以下のとおりである。

a 区域: 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地

b 区域: 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

資料：平成 27 年版埼玉県環境白書

(3) 振動

(a) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

振動規制法(昭和51年法律第64号)及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る振動の規制基準は表 3.1-33 に示すとおりである。

関係市町は、図 3.1-8(3-30 ページ)に示すとおり、すべて規制地域となっている。

計画地は用途地域の定めのない地域(図 3.1-3、3-7 ページ)であり、第1種区域となっている。

なお、計画地南側50mの区域内に福祉施設(老人福祉センター荒川荘)が立地しているが、この施設は老人福祉法第15条第5項の規定に基づき設置された老人福祉センターであり、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームに該当しないため、計画地は第1種区域の規制基準がそのまま適用される。

表 3.1-33 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る規制基準

区域区分		時間区分	
		昼 午前8時から午後7時	夜 午後7時から午前8時
第1種 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外(一部地域)	60 デシベル	55 デシベル
	第2種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 デシベル

- 1) 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値。
- 2) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
- 3) 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5デシベル減じた値とする。

資料:工場・事業場等の騒音・振動規制について 埼玉県ホームページ

(b) 作業場等における振動規制

埼玉県生活環境保全条例では、県内全域(さいたま市を除く)を対象に規制対象作業場を指定し、振動を規制している。規制対象作業場は表 3.1-30(3-31 ページ)の騒音と同様であり、本事業では、自動車 20 台以上の駐車場を整備する計画であるため、作業場等に係る振動規制が適用される。

なお、作業場等に係る振動規制は、前述の表 3.1-33(3-35 ページ)に示す区域区分及び規制基準と同様である。

(c) 振動規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

振動規制法に基づく特定建設作業振動に係る規制基準は表 3.1-34 に示すとおりである。

関係市町は、図 3.1-9(3-33 ページ)に示すとおり、すべて規制地域となっている。

計画地は用途地域の定めのない地域(図 3.1-3、3-7 ページ)であり、1 号区域となっている。

表 3.1-34 振動規制法に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

区域区分		基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
1 号区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外(一部地域) 上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 80m 以内の区域	75 デシベル	午後 7 時から 午前 7 時	10 時間/日	連続 6 日	日曜 ・ 休日
	2 号区域		工業地域	午後 10 時から 午前 6 時		

- 1) 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。
- 2) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
- 3) 振動規制法の対象となる特定建設作業は以下のとおりである。
 - ① くい打機等を使用する作業
 - ② 鋼球を使用して破壊する作業
 - ③ 舗装版破砕機を使用する作業
 - ④ ブレーカーを使用する作業

資料:平成 27 年度版埼玉県環境白書 及び
 特定建設作業騒音・振動規制について 埼玉県ホームページ

(d) 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度は表 3.1-35 に示すとおりである。

計画地は用途地域の定めのない地域(図 3.1-3、3-7 ページ)であり、第 1 種区域となっている。

表 3.1-35 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

区域区分		昼間 午前 8 時から午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から午前 8 時まで
第 1 種 区域	第 1 種低層住居専用地域	65 デシベル	60 デシベル
	第 2 種低層住居専用地域		
	第 1 種中高層住居専用地域		
	第 2 種中高層住居専用地		
	第 1 種住居地域		
	第 2 種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の定めのない地域 都市計画区域外(一部地域)		
第 2 種 区域	近隣商業地域	70 デシベル	65 デシベル
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

- 1) 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値。
- 2) 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から 5 デシベル減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部または一部における夜間の第 1 種区域の限度は夜間の第 2 種区域の値とすることができる。

資料:昭和 52 年 10 月 14 日埼玉県告示第 1343 号及び第 1345 号 埼玉県法規集

(4) 悪臭

(a) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づく規制地域は図3.1-10に示すとおりである。関係市町のうち特定悪臭物質濃度規制は川島町で実施されており、規制基準は表3.1-36～表3.1-38に示すとおりである。臭気指数規制は吉見町、東松山市、鴻巣市、桶川市、北本市で実施されており、規制基準は表3.1-39～表3.1-41に示すとおりである。

計画地は農業振興地域の指定を除外する手続きを行っているため、敷地境界線における臭気指数は表3.1-39に示すA区域の規制基準が適用される。

また、煙突等の排出口における臭気指数の規制基準は、敷地境界線の基準を用いて悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出する。悪臭防止法施行規則第6条の2では、排出口の実高さが15m以上の施設と未満の施設で換算式が異なっており、本事業において新設するごみ焼却処理施設は排出口(煙突)の実高さが15mを超える計画であるため、表3.1-40に示す換算式が適用される。

排水水における臭気指数の規制基準は、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出する。換算式は表3.1-41のとおりであり、計画地の敷地境界線における規制基準は表3.1-39より臭気指数15が適用されるため、計画地における排水水の臭気指数の規制基準は31となる。



図 3.1-10 悪臭防止法に基づく規制地域

資料:悪臭防止法(物質濃度規制)について 埼玉県ホームページ

表 3.1-36 敷地境界線における規制基準(濃度規制 22 物質)

特定悪臭物質	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

1) 区域の区分は下記に示すとおりである。

A 区域: B 区域・C 区域以外の区域

B 区域: 農業振興地域

C 区域: 工業地域・工業専用地域

資料: 悪臭防止法(物質濃度規制)について 埼玉県ホームページ

表 3.1-37 煙突等の排出口における規制基準(濃度規制 13 物質)

<p>アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン</p> <p>基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 3 条に定める換算式により算出する。</p>

資料: 悪臭防止法(物質濃度規制)について 埼玉県ホームページ

表 3.1-38 排水中の規制物質(濃度規制 4 物質)

特定悪臭物質	排水中の流量 (m ³ /s)	排水中の濃度 (mg/L)		
		A 区域	B 区域	C 区域
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.03	0.06
	0.001 を超え 0.1 以下	0.007	0.007	0.01
	0.1 を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.1	0.3
	0.001 を超え 0.1 以下	0.02	0.02	0.07
	0.1 を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	0.3	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.07	0.07	0.3
	0.1 を超過	0.01	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001 以下	0.6	0.6	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.1	0.1	0.4
	0.1 を超過	0.03	0.03	0.09

1) 区域の区分は表 3.1-36 に同じ。

資料:悪臭防止法(物質濃度規制)について 埼玉県ホームページ

表 3.1-39 敷地境界線における規制基準(臭気指数規制)

区域区分		基準値(臭気指数)	
		(1)	(2)
A 区域	(B、C 区域を除く区域)	15	15
B 区域	(農業振興地域)	18	21
C 区域	(工業地域・工業専用地域)	18	18

基準値(1) 熊谷市、川口市、秩父市(一部)、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、吉見町、皆野町、長瀨町、杉戸町、松伏町

基準値(2) 本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町

資料:平成 27 年版埼玉県環境白書

表 3.1-40 煙突等の排出口における規制基準(臭気指数規制)

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める換算式により算出する。

<悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 1 号 排出口の実高さが 15m 以上の施設>

次に定める式により臭気排出強度の量を算出するものとする。

$$qt = 60 \times 10^A \div F_{\max}$$

$$A = L \div 10 - 0.2255$$

これらの式において、qt、 F_{\max} 及び L はそれぞれ次の値を表すものとする。

- qt : 排出ガスの臭気排出強度(単位: $\text{m}^3\text{N}/\text{分}$)
- F_{\max} : 別表第 3 に定める式により算出される $F(x)$ (臭気排出強度 $1\text{m}^3\text{N}/\text{秒}$ に対する排出口からの風下距離 x (単位: m) における地上での臭気濃度) の最大値(単位: $\text{秒}/\text{m}^3\text{N}$)。ただし、 $F(x)$ の最大値として算出される値が 1 を排出ガスの流量(単位: $\text{m}^3\text{N}/\text{秒}$) で除した値を超えるときは、1 を排出ガスの流量で除した値とする。
- L : 敷地境界線における規制基準

別表第 3

$$F(x) = (1 \div (3.14 \times \sigma_y \times \sigma_z)) \times \exp(-(\text{He}(x))^2 \div (2 \times \sigma_z^2))$$

備考

この式において、 x 、 σ_y 、 σ_z 、及び $\text{He}(x)$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

- x : 排出口からの風下距離(単位: m)
- σ_y : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの水平方向拡散幅(単位: m)
- σ_z : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの鉛直方向拡散幅(単位: m)
- $\text{He}(x)$: 次式により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の高さ(単位: m)。ただし、次式における H_i と ΔH_d の和が周辺最大建物の高さの 0.5 倍未満となる場合、0 m 。

$$\text{He}(x) = H_i + \Delta H + \Delta H_d$$

この式において、 H_i 、 ΔH 及び ΔH_d は、それぞれ次の値を表すものとする。

- H_i : 第 2 項に掲げる方法により算出される初期排出高さ(単位: m)
- ΔH : 環境大臣が定める方法により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の上昇高さ(単位: m)
- ΔH_d : 次表の上欄に掲げる初期排出高さの区分ごとに同表の下欄に掲げる式により算出される周辺最大建物の影響による排出ガスの流れの中心軸の低下高さ(単位: m)

Hi が Hb 未満の場合	$-1.5H_b$
Hi が Hb 以上 Hb の 2.5 倍未満の場合	$H_i - 2.5H_b$
Hi が Hb の 2.5 倍以上の場合	0

この表において、 H_i は第 2 項に掲げる方法により算出される初期排出高さ(単位: m)を、 H_b は周辺最大建物の高さ(単位: m)を表すものとする。

資料:平成 27 年版埼玉県環境白書 及び 悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 をもとに作成

表 3.1-41 排出水中の規制基準(臭気指数規制)

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める換算式により算出する。

換算式 $I_w = L + 16$

I_w : 排出水の臭気指数

L : 敷地境界線における規制基準

資料:平成 27 年版埼玉県環境白書

(b) 埼玉県生活環境保全条例に基づく悪臭の規制基準

埼玉県生活環境保全条例に基づく規制地域は図 3.1-11 に示すとおりである。関係市町のうち川島町は埼玉県生活環境保全条例に基づく規制を実施しており、規制基準は表 3.1-42 に示すとおりである。

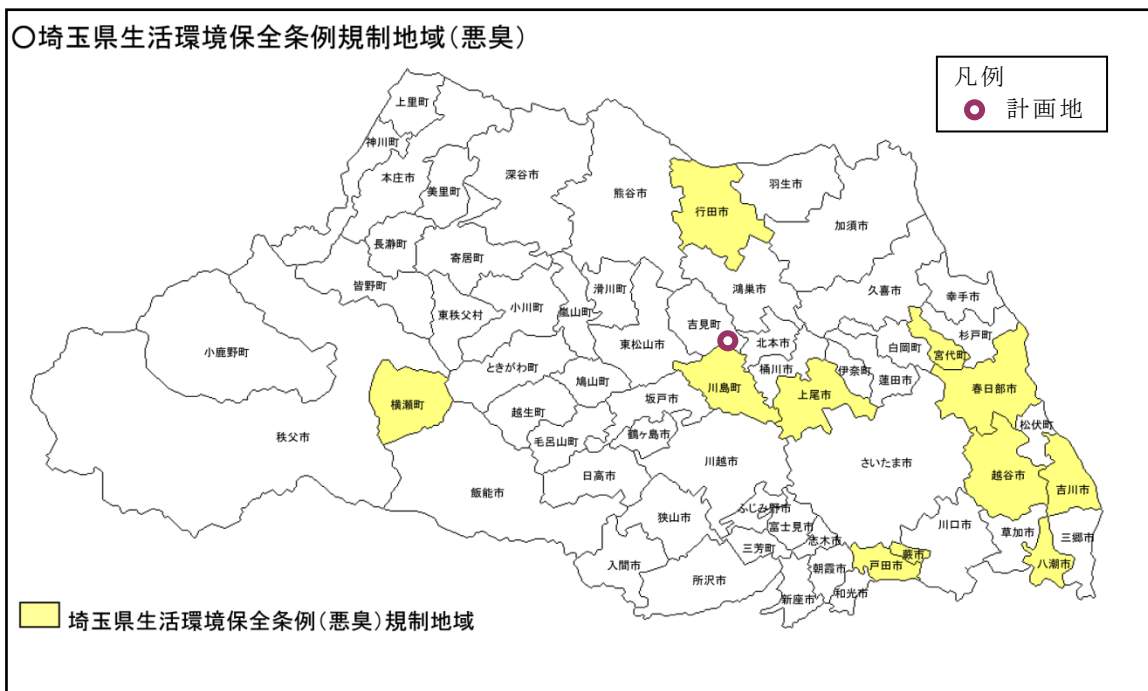


図 3.1-11 埼玉県生活環境保全条例に基づく悪臭規制地域

資料:埼玉県生活環境保全条例(悪臭規制地域)について 埼玉県ホームページ

表 3.1-42 埼玉県生活環境保全条例に基づく悪臭規制基準(臭気濃度)

区域の区分	許容濃度(臭気濃度)	
	敷地境界線	気体排出口
下記以外の区域	10	300
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	20	500
工業地域 工業専用地域	30	1,000

- 1) 規制対象業種(業種によっては工程等を限定するものがある。)は以下に示すとおりである。
 塗装工事業、食料品製造業、合板製造業、家具製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、電線・ケーブル製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

資料:埼玉県生活環境保全条例(悪臭規制地域)について 埼玉県ホームページ

(5) 水質汚濁

(a) 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)は、公共用水域については表 3.1-43～表 3.1-45 に示すとおり、地下水の汚濁に係る環境基準(平成 9 年環境庁告示第 10 号)については表 3.1-46 に示すとおりである。

なお、計画地周辺の河川の類型指定は、荒川中流(熊谷から秋ヶ瀬取水堰までに限る)は A 類型、市野川下流(滑川合流点より下流)が C 類型となっている。

また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質及び水底の底質に係るダイオキシン類の環境基準(平成 11 年環境庁告示第 68 号)は表 3.1-47 に示すとおりである。

表 3.1-43 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2.「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。生活環境の保全に関する環境基準において同じ。 3.海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 または 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

資料:水質汚濁に係る環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) 環境省

表 3.1-44 生活環境の保全に関する環境基準(河川その1)

項目 類型	利用目的の適応	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	—
<p>該当水域：全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域 備考</p> <p>1) 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。 2) 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。</p>						

- 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 - 5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
- 資料：水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号) 環境省

表 3.1-45 生活環境の保全に関する環境基準(河川その2)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする。				

資料:水質汚濁に係る環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) 環境省

表 3.1-46 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー *	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>*:平成 29 年 4 月 1 日からクロロエチレンに名称変更(平成 28 年環境省告示第 31 号)</p> <p>備考</p> <p>1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2.「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。生活環境の保全に関する環境基準において同じ。</p> <p>3.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5または43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4.1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2または5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2または5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

資料:地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成 9 年環境庁告示第 10 号) 環境省

表 3.1-47 ダイオキシン類に関する環境基準

媒体	基準値
水質(水質の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
備考 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2) 水質の基準値(水質の底質を除く。)は、年間平均値とする。	

資料:ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準(平成 11 年環境庁告示第 68 号) 環境省

(b) 公害の防止に関する法令に基づく規制基準及び地域地区の指定状況

(ア) 水質汚濁防止法等に基づく特定施設の排水基準

一般廃棄物処理施設である 1 時間あたりの処理能力が 200kg 以上または火格子面積が 2 m² 以上の焼却施設は、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)が定める特定施設に該当し、排水基準が定められている。

水質汚濁防止法に基づく排水基準は、表 3.1-48 及び表 3.1-49 に示すとおりである。

あわせて、埼玉県では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例」に基づき、特定施設の種類(業種その他の区分)及び排出水の量に応じて表 3.1-50 に示す上乗せ基準が県内全域の公共用水域に適用され、水質汚濁防止法で定められた規模未満の施設や水質汚濁防止法で定められていない施設を指定排水として規制している。

水質汚濁防止法に基づく総量規制に係る閉鎖性水域としては、東京湾が指定されており、計画地の位置する吉見町は図 3.1-12 に示すとおり指定地域に該当する。これにより日平均排水量 50m³ 以上の特定施設を有する特定事業場は、化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量について総量規制基準(平成 24 年埼玉県告示第 163 号)が適用される。

本事業において新設するごみ焼却処理施設は水質汚濁防止法の特定施設に該当するため、計画地から公共用水域へ排水を排出する場合は、その排水量に関わらず表 3.1-48 が適用される。また、日平均排水量 10m³ 以上で表 3.1-50 の上乗せ基準が、日平均排水量 50m³ 以上で表 3.1-49 の排水基準、表 3.1-50 の上乗せ基準及び表 3.1-51 の総量規制基準が適用される。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物焼却炉から排出される排水に適用される排出基準は表 3.1-52 に示すとおりであり、本事業において新設するごみ焼却処理施設がダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に該当する場合は、この基準値が適用される。

表 3.1-48 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物 ※	カドミウム 0.03mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L
ひ素及びその化合物	ひ素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
ほう素及びその化合物 ※	ほう素 10mg/L
ふっ素及びその化合物 ※*	ふっ素 8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ※	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン ※	0.5mg/L
備考	「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

1) ※:一部の業種について、水質汚濁防止法による暫定基準が適用される。

2) *:一部の業種について、上乗せ条例による暫定基準が適用される。

資料:排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)及び工場・事業場等排水の水質規制 平成27年10月 埼玉県環境部

表 3.1-49 水質汚濁防止法に基づく排水基準(生活環境項目)

項目	許容限度
水素イオン濃度(海域以外の公共用水域)	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量	160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質量	200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
りん含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場または事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場または事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>

資料:排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号) 及び
工場・事業場等排水の水質規制 平成 27 年 10 月 埼玉県環境部

表 3.1-50 上乗せ条例に基づく排水基準(生活環境項目)

単位:mg/L(水素イオン濃度及び大腸菌群数を除く)

特定施設	上乗せ項目		生物化学的酸素要求量 (BOD)		浮遊物質量 (SS)		フェノール 類含有量
1の2 豚房(総面積 50m ² 以上) 牛房(総面積 200m ² 以上) 馬房(総面積 500m ² 以上)			80 (日間平均 60)		150 (日間平均 120)		5
69 と畜業・死亡獣畜取扱業							
2001 指定地域特定施設 し尿浄化槽(処理対象人員 が 201~500 人で指定地域 内に設置されるもの)			既存	新規	既存	新規	
72 し尿処理施設 処理対象人員 500 人以下のし 尿浄化槽を除く	し尿浄化槽		60	25 (日間平均 20)	80 (日間平均 70)	60 (日間平均 50)	
	その他		30		70 (日間平均 60)		
73 下水道終末処理施設			25 (日間平均 20)		60 (日間平均 50)		1
上記以外の特定施設 ○ 指定排水施設							
上乗せ以外の項目(共通)							
水素イオン濃度					5.8~8.6		
化学的酸素要求量 ☆					160(日間平均 120)		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)					5		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)					30		
銅含有量					3		
亜鉛含有量 ※					2		
溶解性鉄含有量					10		
溶解性マンガン含有量					10		
クロム含有量					2		
大腸菌群数					日間平均 3,000 個/cm ³		
窒素含有量 ※*					120(日間平均 60)		
りん含有量 ※*					16(日間平均 8)		

- 1) ○: 上記以外の特定施設には一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するものをいう)である焼却施設が含まれる。
- 2) ※: 一部の業種について、水質汚濁防止法による暫定基準が適用される。
- 3) *: 日平均排水量が 50m³ 以上の特定事業場に適用される。
- 4) ☆: 湖沼に直接排水される場合に適用される。
- 5) 上乗せ項目について、基準の異なる複数の施設がある場合には、最も厳しい基準が適用される。
- 6) 水濁法施行令別表第 174 号の共同処理施設については処理対象事業場の業種に属するものとみなして適用する。
- 7) 水濁法施行令別表第 11 の 2 号の豚房、牛房及び馬房施設については日平均排水量が 30m³(市街化区域にあっては 10m³) 以上の場合または日平均汚濁負荷量(BOD)が 60kg(市街化区域にあっては、20kg) 以上の場合に適用する。
- 8) 既存・新規の施設…平成 4 年 4 月 1 日前に設置された施設(設置の工事を含む)を既存、同日以後に設置された施設を新規とする。

資料:工場・事業場等排水の水質規制 平成 27 年 10 月 埼玉県環境部



図 3.1-12 総量規制指定地域

資料:平成 27 年版埼玉県環境白書

表 3.1-51 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準

< 総量規制基準算定式 >

$$L = C \times Q \times 10^{-3}$$
 L : 排出が許容される汚濁負荷量(単位:kg/日)
 C : 下表に掲げる数値(単位:mg/L)
 Q : 特定排出水の量(単位:m³/日)

番号及び業種その他の区分	適用 C 値(新設の場合)	化学的酸素要求量 (mg/L)	窒素含有量 (mg/L)	りん含有量 (mg/L)
221 し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものに限る。)		30	10	1
222 し尿浄化槽(建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。)		40	15	1
224 ごみ処理業		30	10	1
232-1 指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設(221 の項及び 222 の項に係るものを除く。)		70	20	2

1) 総量規制基準は、指定地域内に所在する特定事業場(特定施設を設置する工場・事業場)のうち、日平均排水量が 50m³ 以上のもの(指定地域内事業場)に適用される。

資料:工場・事業場排水の総量規制 平成 24 年 6 月 埼玉県環境部

表 3.1-52 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出水の排出基準

特定施設の種類の種類	排出基準
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する 廃ガス洗浄施設、湿式集じん装置	10 pg-TEQ/L
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設 であって、汚水等を排出するもの	

資料:ダイオキシン類に関する規制について 平成 27 年 4 月 埼玉県環境部大気環境課

(イ) 土木建設作業に伴う汚水等の基準

埼玉県生活環境保全条例では、指定土木建設作業に伴い排出する汚水等の基準が定められている。この作業において汚水等を排出する場合は、表 3.1-48(3-49 ページ)及び表 3.1-53 が適用される。

表 3.1-53 指定土木建設作業に係る項目

項目	基準
水素イオン濃度	5.8～8.6
浮遊物質	180(日平均 150)mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油類含有量)	5 mg/L

1)指定土木建設作業とは、杭工事、地盤改良工事、根切り工事、シールド工事及びアンカー工事をいう。

資料:工場・事業場等排水の水質規制 平成 27 年 10 月 埼玉県環境部

(6) 土壌汚染

環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準(平成 3 年環境庁告示第 46 号)は、表 3.1-54 に示すとおりであり、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による土壌汚染に係る環境基準は表 3.1-55 に示すとおりである。

また、土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)では土壌の汚染状態の基準が表 3.1-56 に示すとおり定められ、埼玉県生活環境保全条例においても、土壌汚染基準(法と同様の土壌溶出量基準及び土壌含有量基準)を定めている。

表 3.1-54 土壤汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下 かつ 農用地においては、米 0.4mg/kg 以下
全シアン	検出されないこと。
有機りん	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下 かつ 農用地(田に限る。)においては、土壌 15mg/kg 未満
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)においては、土壌 125mg/kg 未満
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン *	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン *	0.05 mg/L 以下
<p>*:平成 29 年 4 月 1 日から施行(平成 28 年環境省告示第 30 号)</p> <p>備考</p> <p>1) 検液とは、土壌を 10 倍量の水と混合して振とうすることによって、汚染物質を溶出させた液。</p> <p>2) カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3) 「検液中に検出されないこと」とは、平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号別表中「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4) 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>	

資料:土壤汚染環境基準(平成 3 年環境庁告示第 46 号) 環境省

表 3.1-55 土壤汚染に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000 pg-TEQ/g 以下
<p>備考</p> <p>1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2) 土壤に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出または高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計またはガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>3) 土壤にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。</p>	

資料:ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準(平成11年環境庁告示第68号)

表 3.1-56 土壌の汚染状態の基準

分類	特定有害物質の種類	指定基準	
		土壌溶出量基準	土壌含有量基準
第 1 種 特定有害物質	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	—
	クロロエチレン *	0.002mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	—
	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	—
	ベンゼン	0.01mg/L 以下	—
第 2 種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下
	シアン化合物	検出されないこと。	遊離シアン 50mg/kg 以下
	水銀及びその化合物	(総水銀)0.0005mg/L 以下 (アルキル水銀)検出されないこと。	15mg/kg 以下
	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	ひ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
	ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
第 3 種 特定有害物質	シマジン	0.003mg/L 以下	—
	チウラム	0.006mg/L 以下	—
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	—
	PCB	検出されないこと。	—
	有機りん化合物	検出されないこと。	—
<p>*:平成 29 年 4 月 1 日施行(平成 28 年環境省令第 3 号)</p> <p>備考</p> <p>1) 土壌溶出量基準は 25 の特定有害物質すべてについて、土壌含有量基準は「第二種特定有害物質」の 9 物質に限り定められている。</p> <p>2) 土壌溶出量基準は、土壌の汚染に係る環境基準の備考欄の「環境上の条件」の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。</p> <p>3) 埼玉県生活環境保全条例に基づく土壌の汚染に係る基準についても、上と同じである。</p>			

資料:平成 27 年版埼玉県環境白書

(7) 地盤沈下

工業用水法(昭和31年法律第146号)、建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)及び埼玉県生活環境保全条例に基づく地下水採取規制地域は図3.1-13に示すとおりである。

埼玉県生活環境保全条例では、地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域として、地下水の採取を規制する地域として指定している。

関係市町では、第一種指定地域は吉見町、鴻巣市、桶川市、北本市、川島町となっており、第二種指定地域は東松山市となっている。

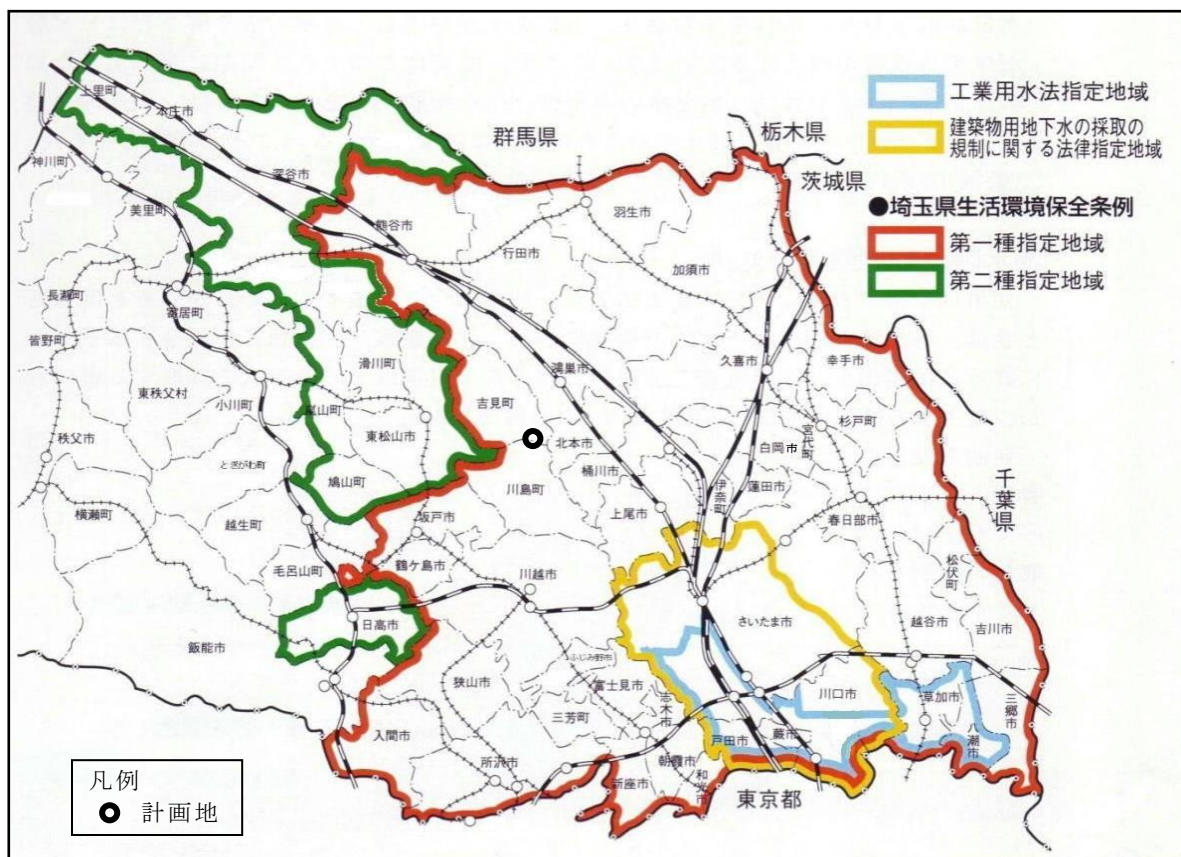


図 3.1-13 地下水採取規制地域図

資料:地下水採取の規制 埼玉県ホームページ

(8) 景観

埼玉県では、地域の特性を生かした景観形成を推進し魅力と風格のある郷土の形成を進めるため、景観法(平成 16 年法律第 110 号)に基づき、埼玉県景観条例及び埼玉県景観計画を定めている。

関係市町は図 3.1-14 に示すとおりすべて埼玉県景観計画に基づく景観計画区域に含まれており、吉見町と鴻巣市は一般課題対応区域¹⁾、東松山市、桶川市、北本市、川島町は特定課題対応区域²⁾となっている。景観計画区域内において建築物・工作物の新築等を行う場合には届出が必要となり、外観の色彩やデザインについて景観形成基準を踏まえる必要がある。

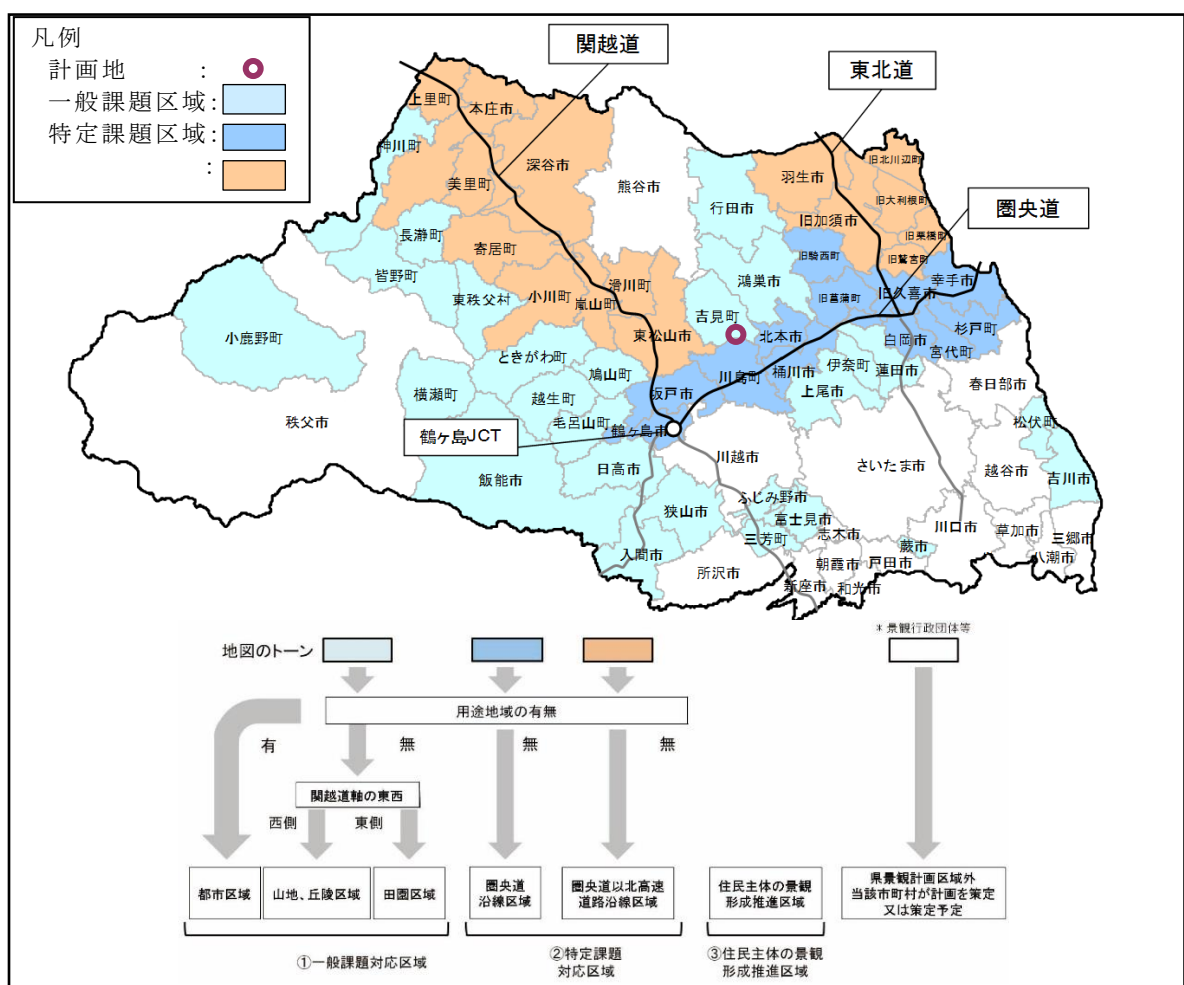


図 3.1-14 景観計画区域

資料:埼玉県景観計画 平成 28 年 4 月 埼玉県

- 1) 一般課題対応区域: 建築物の新築では高さが 15m を超えるものまたは建築面積が 1,000m² を超えるもの及び工作物の新築では高さが 15m を超えるものが、届出対象となっている。
- 2) 特定課題対応区域: 建築物の新築では建築面積が 200m² を超えるもの(一戸建専用住宅は除く)、及び工作物の新築では高さが 10m を超えるものが、届出対象となっている。

(9) 廃棄物

埼玉県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び埼玉県生活環境保全条例の規定に基づき、平成28年3月に第8次埼玉県廃棄物処理基本計画を策定し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理と、循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進するため、5年の期間を設けて取り組むこととしている。

関係市町のうち吉見町、東松山市、桶川市、川島町が加わる埼玉中部資源循環組合(現在、9市町村(吉見町、東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、ときがわ町及び東秩父村)で構成)では、各市町村が有するごみ処理施設の老朽化が進行してきたこと等から、ごみ処理の広域化、ごみの発生抑制及びごみの排出から最終処分に至るまでの適正処理を進めるために必要な基本的事項を定める「ごみ処理基本計画」を平成26年3月に策定し、この方針に基づいて新たなごみ焼却処理施設(熱回収施設等)の整備を推進している。

(10) 地球温暖化

埼玉県では、地球温暖化対策の取組みとして、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)及び埼玉県環境基本計画に基づくストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(改訂版)(埼玉県地球温暖化対策実行計画(区域施策編))を策定し、2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量を2005年比21%削減の目標を設定し、活動している。

また、埼玉県地球温暖化対策推進条例においては、県、事業者、県民、環境保全活動団体等が取り組むべき対策を定めている。

(11) 自然関係法令等

計画地及びその周辺地域の自然環境保全に係る法令等による指定の状況は、表3.1-57に示すとおりである。

埼玉県では、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を図るため、自然公園法に基づく国立公園が1箇所、埼玉県立自然公園条例(昭和33年埼玉県条例第15号)に基づく県立自然公園が10箇所指定されている。また、埼玉県自然環境保全条例(昭和49年埼玉県条例第4号)に基づく県自然環境保全地域が16地域指定されている。計画地は、これらの地域に指定されていない。

鳥獣の生息環境を保全整備するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づき、鳥獣保護区等が設定されている。計画地は、鳥獣保護区には指定されていないが、特定猟具使用禁止区域(銃)に指定されている。

埼玉県らしさを感じさせる樹林を中心としたすぐれた風景を保全するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(昭和54年埼玉県条例第10号)に基づき、ふるさと緑の景観地等が指定されている。計画地には、指定された景観地等は存在しない。

国土防災に関する法律等に基づき、保安林、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地等の指定地域・地区が定められているが、計画地は、これらの指定地域・地区には定められていない。

表 3.1-57 自然関係法令等に基づく指定等の状況

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令等	
		計画地	周辺地域		
自然保護 関連	自然公園 法	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保護法
		自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全法
		緑地保全地域	×	×	
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
		ふるさとの並木道	×	×	
		ふるさとの森	×	×	
	動植物保 護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律
		特別保護地区	×	×	
		鳥獣保護区	×	○	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		特定猟具使用禁止区域(銃)	○	○	
		指定猟法禁止区域	×	○	
		登記簿に挙げられている 湿地の区域	×	×	ラムサール条約
		希少野生動植物保護区	×	×	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例
	国土防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法	
砂防指定地		×	×	砂防法	
保安林		×	×	森林法	
河川区域		×	○	河川法	
河川保全区域		×	○		
土砂災害警戒区域		×	○	土砂災害防止法	
地下水採取規制地域			×	×	工業用水法
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
土地利用 関連	市街化調整区域	○	○	埼玉県生活環境保全条例	
	農用地区域	○	○	都市計画法	
文化財保 護	史跡・名勝・天然記念物 (国、県、市指定)		×	×	文化財保護法
			×	○	埼玉県文化財保護条例
			×	○	吉見町文化財保護条例
			—	×	東松山市文化財保護条例
			—	○	鴻巣市文化財保護条例
			—	×	桶川市文化財保護条例
			—	○	北本市文化財保護条例
景観保全	風致地区	×	×	都市計画法	
	一般課題対応区域	○	○	埼玉県景観条例・埼玉県景観計画	
	特定課題対応区域	×	○		
	住民主体の景観形成推進区域	×	×		

注) 周辺地域: 計画地周辺 3km の範囲。 ○: 指定等がある場合。 ×: 指定等がない場合。 —: 該当しない場合。